

# 飼料米作付け急増

大分県内の水田で、家畜の餌にする飼料用米や飼料用稲の作付けが拡大している。主食用米でないため、同じ稲作でも生産調整（減反）による転作と認められる上、農業者戸別所得補償制度で支払われる単位面積当たりの交付金も他の作物より高いことが背景にある。従来の主な転作物物だった大豆などから飼料用米・稲へ転換する動きもあり、2011年産の作付面積は10年産の約1.7倍に急増した。

**ポイント**  
 農業者戸別所得補償制度 米の価格変動に伴う損失補填や転作などに対する交付金を国が農家に直接支払う制度。2010年度に導入され、本年度から畑作物も対象になった。

農林水産省が8月下旬に公表した戸別所得補償制度の申請状況（7月末現在）によると、県内は飼料用米とWCS（稲わら）と発酵させる飼料）用稲の作付面積が計2266畝（助成対象分）。申請段階ながら昨年実績の1333畝を大きく上回った。これらは米粉用米と同じ

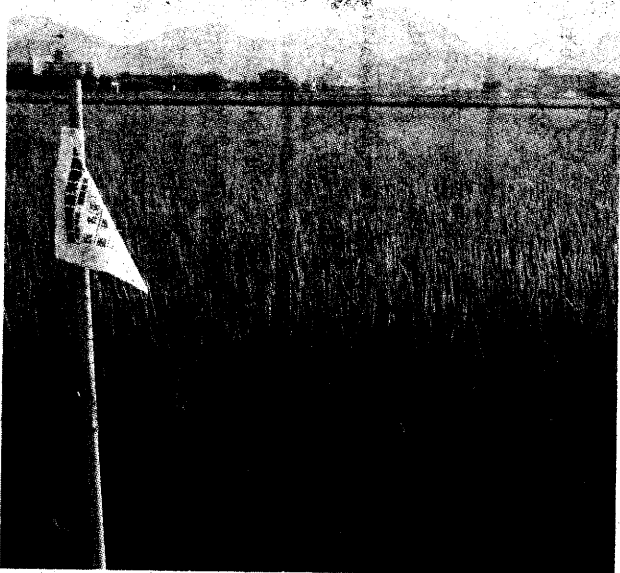
## 県内、前年の1.7倍

新規需要米に分類され、主食用米以外の水田活用として農家に交付金が支給される。交付単価は10ヶ当たり8万円、麦・大豆（3万5千円）やソバ・菜種（2万円）などに比べて有利。飼料用米の取引価格（1ヶ20～30円）は主食用米の1～2割程度だが、交付金により主食用米とほぼ同等の

所得が得られる。水田地帯の宇佐市では、新規需要米の栽培を示す青色の「確認旗」があちこちに見られる。生産者の男性（49）は「8万円は大きいし、乾燥した土地が向いている大豆より栽培管理がしやす

### 所得補償制度 高い交付金「魅力」

い」とメリットを説明した。室は「目標よりも大幅に減少している」とみている。一方、飼料用米・稲への転換が急激に進んだことで、その分、翌年以降の生産数量目標の配分が減る可能性もあり、「（飼料用米・稲に偏り過ぎないように）作付けの適正化が必要だ」と話している。



飼料用米など新規需要米の栽培を示す「確認旗」が立てられた水田＝8日、宇佐市内